

# せいかつ ほ ご 生活保護のしおり



ちく たんとうしゃ  
あなたの地区の担当者は

ほ ご だい  
保護第\_\_グループ\_\_です

☎06-6902-1231 ないせん  
072-885-1231 内線 ( )

かどま しふくしじむしょ ほ ご か  
門真市福祉事務所 保護課

れいわ ねん がつ にち かい  
令和6年3月1日 改訂

## はじめに

このしおりは、生活保護制度を正しく理解していただくように、生活保護を受ける人のためにわかりやすく説明したものです。必ず家族全員でよく読み、必要なときに読み返してください。

- 「不正受給防止のしおり」も併せてよく読んでください。
- ここに書かれていないことや、わからないことは、あなたの地区担当ケースワーカーにお尋ねください。
- ケースワーカーは家庭訪問などで不在の場合がありますので、直接相談したいときは、できるだけ事前に連絡してください。

## もくじ

1.	生活保護とは	1
2.	保護の申請～決定	6
3.	保護の種類と範囲	7
4.	保護を受けている人が自立のために活用できる制度	9
5.	保護費の算定～支給	11
6.	医療機関にかかる時	14
7.	介護サービスを受けるとき	15
8.	地区担当員（ケースワーカー）とは	16
9.	民生委員とは	17
10.	生活保護受給者の権利と義務	17
11.	保護費の返還・徴収	20
12.	保護の決定に不服がある時	22
13.	受給中に利用できる減免制度	22
14.	いろいろな相談機関	23

# 1. 生活保護とは

生活保護は、生活に困窮するすべての国民に対し、国民の生存権の保障を規定した日本国憲法第25条の理念に基づき、困窮の程度に応じて健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度です。  
(生活保護法の目的／生活保護法<以下「法」>第1条)

生活保護制度は、次のような原理と原則に基づき行われます。

## (1) 保護の原理

### ① 無差別平等 (法第2条)

保護の要件に当てはまるとき、すべて国民は誰でも平等に保護を受けることができます。



**現役暴力団員に保護は適用されません**  
暴力団員であることを隠して保護を受けた場合、不正受給となります。

### ② 最低生活 (法第3条)

保護により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持できるものです。

### ③ 保護の補足性 (法第4条)

保護は、働く能力、預貯金や不動産などの資産、親族の扶養、他法の福祉施策など、その他あらゆるものを活用してもなお生活に困窮する場合に適用されます。



**「補足性の原理」は、生活保護を受ける人が生活保護法に優先して行わなければならないものとされています。**

## 生活保護を受けるには

生活保護法第4条には「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とあり、利用し得る資産、能力その他あらゆるものとは、所有する資産の他、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助であり、すべて生活保護に優先して行われるものとする」とあります。

具体的には次の通りです。



### ア. 資産の活用

- 現金や預貯金は生活費に活用してください。
- 貴金属、有価証券などは処分して生活費に充ててください。
- 土地、家屋などの不動産は売却など活用することが前提ですが、居住用不動産は、場合によっては保有を認めることもあります。ただし、住宅ローン付き物件を保有している方は、原則保護の適用はできません。
- 生命保険は、原則として解約して返戻金を活用してください。ただし、保険料や解約返戻金が少額であれば、保有を認められる場合もあります。
- 学資保険は、原則として解約して返戻金を活用してください。ただし、生活保護開始時の解約返戻金が50万円以下であれば保有を認められる場合もあります。

### イ. 能力の活用

働くことができる人は働いて収入を得てください。働くことができるにもかかわらず働く努力をしない人には生活保護は適用されません。

### ウ. 扶養義務者による扶養

親子などの直系血族や兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務があります(民法第877条)。可能な限り援助を求めてください。

また、子どもの親（離婚した配偶者や子を認知した父など）に対しては**養育費**を請求してください。保護申請の時や保護受給中においても、必要に応じて扶養義務者の方々へ書面などで援助の可否について照会します。

ただし、以下のような援助が期待できない扶養義務者には、扶養照会を行わないことも検討できます。

・生活保護受給者、社会福祉施設入所者、長期入院患者、主たる生計維持者ではない非稼働者、未成年者、概ね70歳以上の高齢者の場合

・縁が切られている、一定期間音信不通であるなどの著しい関係不良の場合

・当該扶養義務者から虐待などの経緯がある場合

## エ. 他法による給付などの優先

他の法律による給付を受けられることができるときや、貸付金などの他施策を利用できるときは、まずその制度の活用に努めてください。

### 【他法他施策の例】

- 雇用保険による給付（失業等給付など）
- 求職者支援法による職業訓練給付金
  - ▶ ハローワークへ
- 健康保険による傷病手当金
  - ▶ 加入している健康保険の保険者へ
- 労災保険による給付（工作中的の事故やけがなど）
  - ▶ 事業所所在地を管轄する労働基準監督署へ
- 公的年金（老齢年金、障害年金、遺族年金など）
  - ▶ 守口年金事務所へ
- 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当など
  - ▶ こども政策課へ
- 特別障がい者手当、障がい児福祉手当など

- 自立支援医療制度 ※医療費を助成する制度です。
- 障害者総合支援法に基づく自立支援給付（介護給付、訓練等給付）など
  - 障がい福祉課へ
- 介護保険サービスによる給付
  - 高齢福祉課へ
- 保育料などの補助
  - 保育幼稚園課へ

以上のような利用し得るあらゆるものを活用してもなお、世帯のすべての収入が国の定める基準（最低生活費）よりも少ない場合に限り、保護が受けられます。

また、生活保護受給中においても、収入を得るために利用できるものがあるときは、それを活用する努力をしなければなりません。

☞ **国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入していた人は**



生活保護受給世帯には、国民健康保険・後期高齢者医療制度は適用されません。保険証は保護決定後回収をしますので、保護開始決定通知書が届き次第、必ず担当ケースワーカーに提出して下さい。

※ 生活保護受給世帯の医療費・介護費用については、

- 医療機関にかかるとき ⇒ P. 14
- 介護サービスを受けるとき ⇒ P. 15

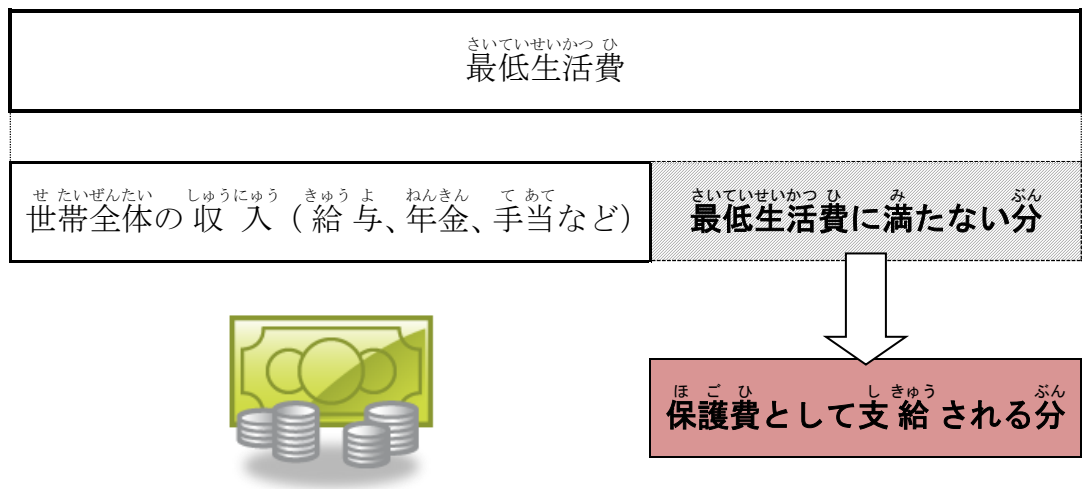
☞ **国民健康保険・後期高齢者医療制度加入時の保険料について**

国民健康保険・後期高齢者医療制度加入時における保険料の納付相談は、生活保護受給中であってもいつでも受付しています。納付に関する相談は収納課へ。

## (2) 保護の原則

- ① 保護は、本人や同居の親族などからの申請に基づいて行われます。  
 ただし、生死にかかわるような緊急の状況にあるときは、申請がなくても福祉事務所の判断で保護を行うことができます。  
 (申請保護の原則/法第7条)
- ② 保護は、世帯の収入が国の定める基準(最低生活費)に満たない場合、その不足分を補う程度において行われます。  
 (基準及び程度の原則/法第8条)

### イメージ



- ③ 保護は、世帯の実情に合わせて、必要に応じ適切な形で行われます。  
 (必要即応の原則/法第9条)
- ④ 保護は世帯(同じ住居に住み生計を共にしている人々)全体を対象として適用を決定します。  
 (世帯単位の原則/法第10条)



- ☞ 福祉事務所(保護課)に届出なく世帯員以外の人と生活を共にすることはできません。
- ☞ 世帯員でない人が生活保護受給中の世帯に入り込むこと、また申請した住居以外の場所で常時生活する(無断転居含む)ことは不正受給となります。

## 2. 保護の申請～決定



しんせい  
申請

### (1) 申請

せいけつじょうきょう せいいくれき ふようぎ むしや しさん  
生活状況や成育歴、扶養義務者、資産などについて聞き取り  
をおこなひつようしよるい しりょう ていしゆつ  
を行い、必要書類や資料を提出していただきます。



ひつようしよるい しりょう かぎ はや ていしゆつ  
必要書類や資料はできる限り早く提出してください。  
ていしゆつ おく ぼあい しんさ じゅうぶん おこな  
提出ができない、あるいは遅れる場合、審査が十分に行え  
ないため、保護の決定が遅れることがあります。

ちようさ  
調査

### (2) 調査

しんせいご しゅうかんい ない ふくし じ むしよ たんどう か  
申請後、1週間以内に福祉事務所の担当ケースワーカーが家  
ていほうもん おこな ほご ひつよう じょうきょう かくにん  
庭訪問を行い、保護が必要な状況であるのかを確認します。

また、法第29条に基づき、銀行などへ申請者の世帯の資産や  
しゅうにゆう ちようさ ふようぎむしや えんじよ かのう  
収入などの調査を行い、扶養義務者に対しては援助が可能か  
ちようさ おこな しさん ちようさ せいけつ ほごじゆきゆうちゆう  
調査を行います。なお、資産などの調査は生活保護受給中  
も、必要なときはいつでも行います。



じゆきゆうかいしご しんせいじ しんこく しゅうにゆう しさん はんめい  
受給開始後に、申請時に申告のない収入や資産などが判明  
ばあい げんそく ふせいじゆきゆう  
した場合、原則不正受給となります。

けつてい  
決定

### (3) 決定

しんせい ひ かい ない ちようさ じかん しよう とく  
申請のあった日から14日以内(調査に時間を要するなど、特  
べつ じじょう ばあい にちい ない ほご けつてい かいし  
別な事情がある場合は30日以内)に、保護の決定(開始また  
きやつか おこな ぶんしよ つうち  
は却下)を行い、文書で通知します。

☆保護が受けられる場合

かいし  
開始

ほごかいしけつていつうちしよ わた  
保護開始決定通知書をお渡しします

☆保護が受けられない場合

きやつか  
却下

ほごしんせいきやつか けつていつうちしよ わた  
保護申請却下決定通知書をお渡しします  
※ 理由は通知書に記載されます

ほご けつてい ふふく  
保護の決定に不服があるとき ⇒ P. 22

14  
日か  
以内



### 3. 保護の種類と範囲

**保護基準** 年齢や世帯の人数構成などによって、国が金額（扶助費）を定めています。

**最低生活費** その世帯の生活に必要な各扶助費を合計したものです。

※最低生活費は、自宅で生活する場合と自宅以外の場合で異なります。

**扶助の種類** 保護には8種類の扶助があります。

①生活扶助	衣食、光熱水費などの日常生活にかかる費用
②教育扶助	教材費、給食費などの義務教育にかかる費用
③住宅扶助	家賃、地代など住宅にかかる費用
④医療扶助	病気やけがの治療のため医療機関にかかる費用
⑤介護扶助	介護サービスにかかる費用
⑥出産扶助	出産にかかる費用（※助産制度を利用できない場合のみ）
⑦生業扶助	高等学校での就学、技能・資格の修得にかかる費用
⑧葬祭扶助	葬祭にかかる費用

**加算** 世帯員の状況など、一定の条件において扶助費が加算されます。

(例) ▶ 妊・産婦加算、障害者加算、児童養育加算、介護保険料加算、母子加算など

**一時扶助費** 臨時的に必要な費用について支給されるものです。

- (例)
- ・ 常時おむつを必要とするとき
  - ・ 保護の開始時や、長期入院から退院する単身者、災害に遭った人が、炊事用具や食器や布団などの持ち合わせがないとき
  - ・ 通院や求職活動をする際に交通機関の利用を必要とするとき
  - ・ 小学校または中学校へ入学する際、学生服や教材が必要なとき
  - ・ 高等学校などへ就学する際に費用が必要なとき
  - ・ 中学校や高等学校などを卒業する際、就職を控え、洋服や靴が必要なとき
  - ・ 転居の資金や、引越しの費用が必要なとき（※要件があります）



など

**注意**

- 一時扶助費は、最低生活に必要な不可欠で、それらの物資を支給しなければならぬ緊急でやむを得ない場合に限り支給されるものです。
- 必要性・緊急性が認められないものは、生活費の範囲内で、自分自身で計画的に購入してください。
- テレビ・電子レンジ・洗濯機・冷蔵庫(※<sub>1</sub>)・冷暖房設備(※<sub>2</sub>)などは支給対象外です。

**※<sub>1</sub> 冷蔵庫について**

病気療養上、冷蔵で保存しなければならない薬を服用しているなど、特別な事情がある場合は、福祉事務所が個別に判断します。

**※<sub>2</sub> 冷暖房設備について**

購入にあたっては、要件に該当する世帯に費用が支給される場合があります。また、社会福祉協議会が実施している「生活福祉資金貸付制度」による貸付を利用できる場合があります。

- 一時扶助費の支給には一定の条件や上限額がありますので、必ず事前に担当ケースワーカーへ相談してください。

➤ **社会福祉協議会とは**

社会福祉を目的とする事業や地域福祉活動への援助など、地域のさまざまな福祉に関する支援を行っている団体です。

**社会福祉法人 門真市社会福祉協議会**

☎571-0064 門真市御堂町14番1号  
(門真市保健福祉センター内)

☎06-6902-6453 ファックス：06-6904-1456



## 4. 保護を受けている人が自立のために活用できる制度

### (1) 就労自立給付金

安定した職業に就いたことなどにより、保護を必要としなくなった世帯について、生活保護廃止後に、就労自立給付金を支給する制度があります。おおむね6ヵ月以上雇用されることが見込まれ、かつ、最低生活維持に必要な収入を得ることができると認められる場合に申請できます。再度生活保護に陥らないよう、不安定な生活を支援するための制度です。

申請に基づき、世帯単位で、一括支給します。

給付金の上限は、単身世帯の場合は10万円、世帯員が複数いる世帯の場合15万円となります。

可能性がある時は、必ず、担当ケースワーカーに相談してください。

### (2) 大学などへの進学支援

生活保護を受けながら大学・専門学校などへの進学は認められていません。子どもが大学などに進学すると、その子どものみを別の世帯として扱う「世帯分離」になり、保護世帯から切り離されます。そのため、国民健康保険料や学費、生活費を自分で賄わなくてはなりません。

そこで、新生活の立ち上げ費用として、一時金が給付されます。

- ・ 自宅で親と同居する場合は10万円
- ・ 進学を理由に転居して通学する場合は30万円

対象者には、担当ケースワーカーから手続きについて詳しく説明します。

### (3) 高等学校などに在学中の人のアルバイト収入

#### の積み立て

高等学校などに在学中の人がアルバイトで得た収入について、将来のために積み立てることで、アルバイトで得た収入を収入として認定しないことができます。

以下の目的のためにアルバイト収入を積み立てることができます。

- ① 自動車運転免許取得のための費用
- ② 大学、専門学校の受験及び入学費用
- ③ 就労や就学のための転居費用
- ④ 国や地方公共団体による貸付資金の償還金
- ⑤ 就職活動に必要な費用

### ● 積み立ての方法

- ・「自立更生計画書」という計画書に積立の目的を記載します。
- ・毎月収入申告を行う時に、積み立て用の口座の写しを提出してください。

### ● 積み立てたお金を使った場合

積み立てを始める時に決めた目的通りに使用されたことを証明する書類（領収書など）を提出してください。

認められた目的以外で積み立てたお金を使ったら、返還となる場合があります。

収入の積み立ては、生活態度などから学業に支障がないなど、自立助長に効果的であることが認められる必要があります。

積み立てを考えている方は、必ず担当ケースワーカーに事前の相談をしてください。

## 5. 保護費の算定～支給



### (1) 収入申告書の提出

毎月または3カ月に1回、**収入申告書**を提出してください。

なお、収入に関する資料（給与明細、年金振込通知書、通帳など）を

必ず添付してください。**届出の義務** ⇒ P. 19

**!** 収入申告書は、収入の有無にかかわらず、決められた期限までに提出してください。  
また、1年に1度、**資産申告書**の提出をお願いします。

### (2) 保護費の決定

提出された収入申告書をもとに、支給する保護費を決定します。

収入の変動などにより当月の保護費に過不足が生じたときは、翌月以降

の保護費で調整します。

保護費の決定後、福祉事務所より**保護変更決定通知書**を送付します。

※ 保護費に変更がない場合は送付しません（支給額は前月と同じです）。

**!** 医療扶助や介護扶助は、医療機関や事業者へ直接支払われるため、支給される保護費には含まれません。

### (3) 保護費の支給

#### ① 支給日

ていれい 定例 とうげつぶん せいかつひ (当月分の生活費)	まいつき か <b>毎月5日</b> きゅうじつ ばあい ちよくぜん へいじつ ※ 休日の場合は直前の平日
ずいじ 随時 いちじ ふじよひ (一時扶助費など)	まいつき にち にち 毎月15日、および25日 きゅうじつ ばあい ちよくご へいじつ ※ 休日の場合は直後の平日

#### ② 支払方法

まどぐちばら 窓口払い、または こうざふりこみ 口座振込

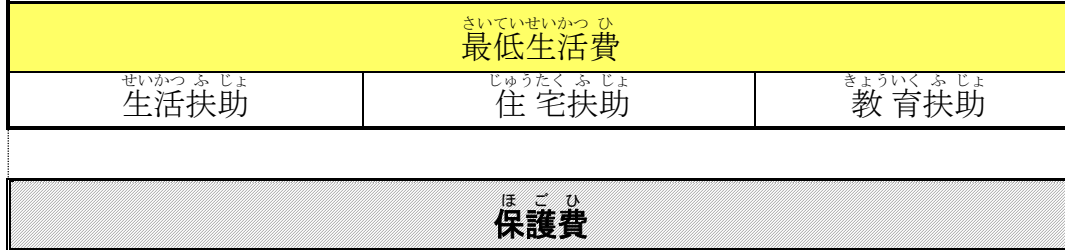
※ 窓口払いの場合は**印鑑（スタンプ印不可）**が必要です。

※ 口座振込を希望した場合でも、福祉事務所の事情により窓口払いに変更することがあります。

## 【保護費の決定イメージ】

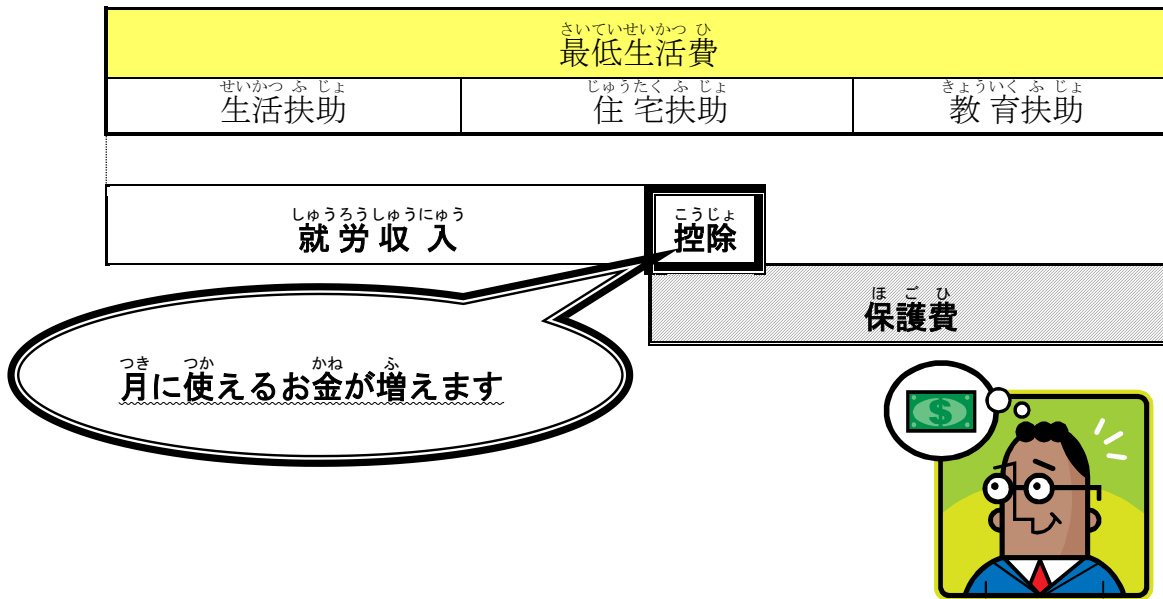
### 例1：収入がないとき

- 最低生活費の全額が保護費として支給されます。



### 例2：就労による収入があるとき

- 就労にかかる必要経費などを除き（＝控除）、収入認定を行います。



### 【控除の例】

- 基礎控除 収入額に応じ月額15,000円～
- 20歳未満控除 月額11,600円
- 新規就労控除 月額11,600円
- 実費控除 通勤交通費、子どもの託児費、社会保険料、地方税などの税金など

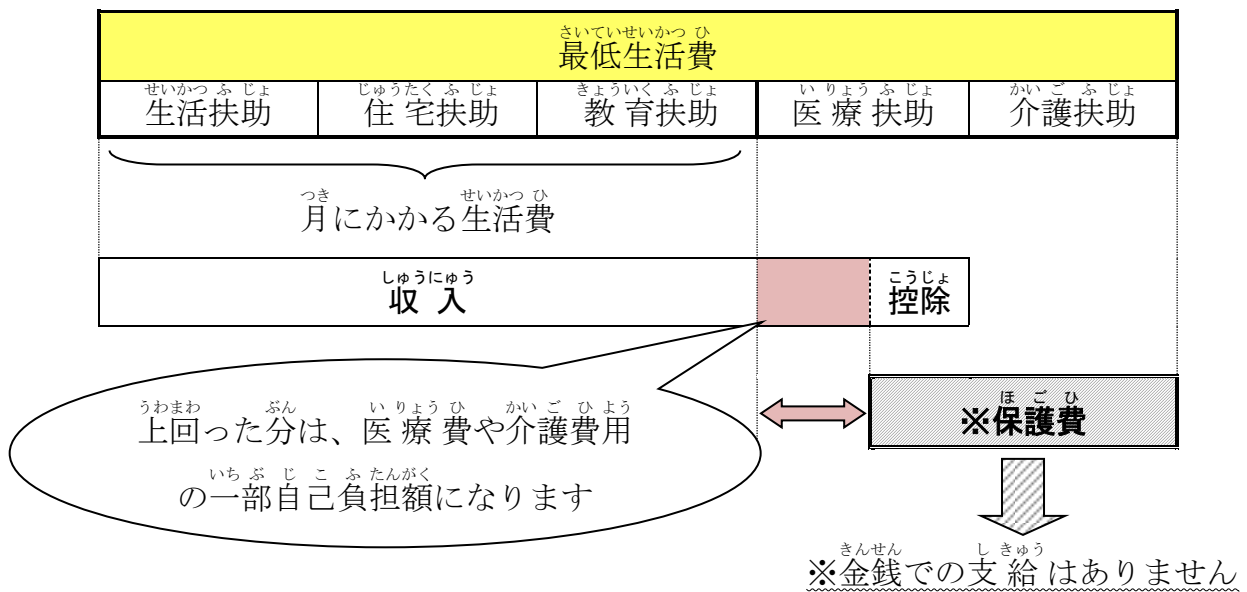
例3：年金や手当、仕送りなどの収入があるとき

- 年金や手当、仕送りなどは全額が収入認定額となり控除はありません。

最低生活費		
生活扶助	住宅扶助	教育扶助
年金や手当、仕送りなどの収入		保護費

例4：収入が月の生活費を上回るが医療費や介護費用の支払いが困難なとき

- 医療扶助や介護扶助のみ保護が適用されます。



例5：最低生活費を超える収入認定額があるとき

- 保護を受けることはできません。

最低生活費				
生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	介護扶助
収入				控除

じゅうたくふじょ じょうげん  
(住宅扶助の上限について)

り  
1人・・・39,000円

じゅうきょう ゆかめんせき へいべいい か ばあい べつ じょうげん  
(住居等の床面積が15 m<sup>2</sup>以下の場合は別の上限あり)

り  
2人・・・47,000円

にん にん  
3人～5人・・・51,000円

にん  
6人・・・55,000円

にんいじょう  
7人以上・・・61,000円

やちん じょうげんいなし じっぴぶん じゅうたくふじょ しきゅう  
家賃は、上限以内であれば実費分を住宅扶助として支給されます。

じょうげん うわまわ やちん とき とくべつ ばあいのぞ てんきょしどう  
上限を上回る家賃の時は、特別な場合を除き、転居指導になります。

## 6. 医療機関にかかるとき



じゅしん まえ ほごか まどぐち いりょうけん しんせい いりょうきかん ていしゅつ  
受診する前に、保護課の窓口にて**医療券**を申請し、医療機関へ提出してく  
ださい。オンライン資格確認対応済みの医療機関の場合は、医療券を申請の上、  
マイナンバーカードを**りょう**し、**じゅしん**してください。

いりょうけん つぎ いりょうきかん ひつよう  
医療券は、月ごと、医療機関ごとに必要になります。

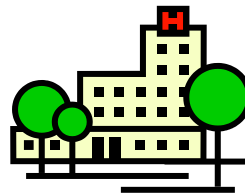
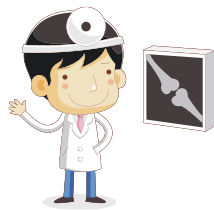
※ 毎月20日（休日の場合は直前の平日）は医療券の発行ができません。

### ちゅうい 注意

- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証ほか、ひとり親家庭医療証、子ども医療証などの各医療証は使用できません。
- 勤め先などの健康保険（社会保険）に加入している人は保険証が使えるので、保険証と医療券の両方を持って受診してください。
- 生活保護法で指定を受けている医療機関で受診してください。  
また、特別な事情がない限り、最寄りの医療機関を受診してください。
- 同月内に同じ病気で複数の医療機関を受診することはできません。
- 入院・退院するときは、必ず福祉事務所へ報告してください。  
入院期間が1カ月以上になる場合は保護基準が変更になり、支給される保護費が少なくなりますので、生活費は計画的に使ってください。



- 急病、夜間、休日など、やむを得ず医療券を持たずに受診するときは生活保護受給者証を提示してください。ただし、後日必ず医療券の交付を受け、医療機関へ提出してください。
- 治療のために眼鏡やコルセットが必要なときや、整骨院（柔道整復）、あんま・マッサージ、はり・きゅうなどを受けるときは、給付する条件があるため必ず事前に担当ケースワーカーへ相談してください。
- 医師が後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を認めている場合は、原則使用してください。  
後発医薬品を使用できない特別な事情があるときは、主治医や薬剤師に相談してください。
- 医療扶助のオンライン資格確認により、マイナンバーカードを利用することで医療機関や薬局が資格情報等の閲覧が可能になりますが、DV被害等での情報の閲覧を制限する必要がある場合は、ご相談ください。



## 7. 介護サービスを受けるとき

65歳以上の高齢者、または40歳以上65歳未満で特定疾病のある人が、自力で生活を維持することが困難なときは、介護サービスを利用することができます。

介護サービスを利用するには、要介護（支援）認定を受けることが必要です。

「要介護（1～5）」、または「要支援（1・2）」と判定されると、その介護度に見合った介護サービスが受けられます。

介護サービスが必要になったときは、まずは担当ケースワーカーへ相談してください。

うけつけ  
【受付】

○ 65歳以上	➤ 高齢福祉課
○ 40歳以上 65歳未満	障害者総合支援法に基づく自立支援給付が受けられるとき ➤ 障がい福祉課 上記以外 ➤ 保護課の担当ケースワーカー

とくていしつぱい  
【特定疾病】

○ がん	○ 脊柱管狭窄症
医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る	○ 早老症
○ 関節リウマチ	○ 多系統萎縮症
○ 筋萎縮性側索硬化症	○ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
○ 後縦靭帯骨化症	○ 脳血管疾患
○ 骨折を伴う骨粗鬆症	○ 閉塞性動脈硬化症
○ 初老期における認知症	○ 慢性閉塞肺疾患
○ 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病	○ 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
○ 脊髄小脳変性症	


## 8. 地区担当員（ケースワーカー）とは

あなたの住んでいる地区を受け持つ福祉事務所（保護課）の職員です。

地区担当員は生活保護の目的である「最低生活の保障」と「自立の助長」のため、あなたの相談を受けたり、さまざまな支援をしたりします。困っていることやわからないことがあれば遠慮なく相談してください。

地区担当員は、あなたの生活状況などについてお聞きするため、定期的に家庭訪問を行います。なお、個人の秘密は固く守ります。

また、地区担当員は、あなたの悩みごとの解決や自分の力で暮らせるようになるために、必要に応じて指導や助言を行うことがあります。

 家庭訪問をした際にあなたが不在であった場合は、「不在連絡票」を置いておくことがありますので、「不在連絡票」に書いてある指示に従ってください。また、日ごろから郵便受けを確認してください。

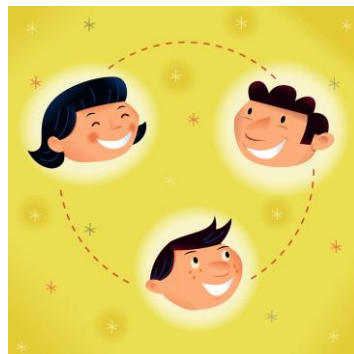
☞ 正当な理由なく家庭訪問を拒むときや、指導や助言に従わないときは、保護の停止または廃止を行うことがあります。

## 9. 民生委員とは

厚生労働大臣の委嘱を受け、福祉事務所と協力関係にある地域の方です。

困っていることや悩みごとなどについて、相談に応じていただけます。

個人の秘密は固く守りますので、安心して相談してください。



## 10. 生活保護受給者の権利と義務

### (1) 権利として保障されていること

- ① 正当な理由なく、保護費を減らされたり、保護を受けられなくなったりするなどの不利益を受けることはありません。

(不利益変更の禁止／法第56条)

- ② 保護により支給された金品には、税金をかけられたり、差押さえられたりすることはありません。

(公課禁止／法第57条、差押禁止／法第58条)

## (2) 義務として守らなくてはならないこと

### ① 譲渡禁止 (法第59条)

保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。

### ② 生活上の義務 (法第60条)

常に能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努めなければなりません。

- 保護費は無駄遣いをせず、自立した生活を営むよう目的に沿って計画的に使わなければなりません。
- 働ける人は、能力に応じて働かなければなりません。
- 働けるのに仕事に就いていない人は、積極的に求職活動を行わなければなりません。
- 病気の方は、医師の指示に従い、一日も早く治すよう努力しなければなりません。

※ 働きながら治療ができると判断されるときは、その能力に応じて働かなければなりません。

- 年金・恩給・手当・健康保険など、他の法律や制度から給付が受けられる場合は、その活用に努めなければなりません。
- 家賃や公共料金などの支払を滞納してはいけません。
- 自動車や総排気量125 ccを超えるオートバイの運転は、所有・借用を**

**問わず原則認められません。**



特別な事情がある場合には、福祉事務所が個別に判断し、運転を認め

る場合があるため、担当ケースワーカーに相談してください。

総排気量125 cc以下のオートバイ及び原動機付自転車は、保有要件が

異なりますので、担当ケースワーカーに相談してください。

**借金をすることはできません。**

生活保護受給中に、金融機関（カードローンやキャッシング含む）や親

族・知人などから借入を行うと不正受給となります。

借入金は全額収入とみなし、すでに支給した保護費を徴収します。

※ 生活福祉資金貸付制度や奨学金などの公的な貸付については、事前に担当ケースワーカーへ相談してください。



**③ 届出の義務（法第61条）**

世帯に収入があったときや世帯員の状況に変化があったときは、福祉事務所（保護課）へすみやかに、正しく届け出なければなりません。

**虚偽の申告や届出を怠るなどして保護費を不正に受け取った場合、不正受給となります。**

**【収入について】**

生活保護受給世帯が得たお金はすべて収入として取り扱います。

(例) 給与、賞与（ボーナス）、子どものアルバイト収入

各種年金、恩給、諸手当、雇用保険の給付金など

親族などからの仕送り、貸したお金の返済金、保険金、交通事故

などの慰謝料・賠償金、財産を売った代金、保険の解約返戻金、

現金と同様に使用できる商品券・電子マネー・ポイントなど、

その他世帯が得たすべてのお金（例：敷金の返戻金）

自分名義の口座に入金があったときは、他人のお金であっても収入として取り扱うため、必ず届け出なければなりません。

収入の有無にかかわらず、1か月または3か月に1回、収入申告書を

提出しなければなりません。 **収入申告書の提出 ⇒ P. 11**



**【生活状況の変化について】**

世帯員の状況に変化があった場合、保護費が変更になる可能性があります。



(例) 就 職、退職、転職するとき

世帯員が増えたり減ったりするとき

➤ 転出、転入、婚姻、離婚、妊娠、出生、死亡など

入院、退院、転院するとき

勤め先などの健康保険の被保険者資格を取得または喪失したとき

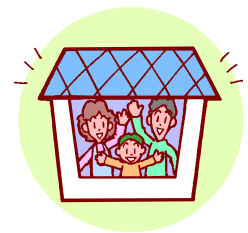
進学、卒業、転校、休学、留年、中退するとき

交通事故や災害にあったとき、長期間留守にするとき

家賃や地代が変わったとき

転居するとき（※必ず事前に相談する必要があります）

その他生活状況が変わったとき



#### ④ 指示等に従う義務（法第62条）

福祉事務所が最低生活の保障と、生活の向上や自立のために必要な指導

や指示をしたときは、これに従わなければなりません。

### 次のようなときは保護を停止または廃止することがあります

- 生活保護受給中の義務を守らないとき
  - 必ず届け出なければならないことを届け出なかったとき
  - 事実と異なる届出をしたとき
  - 指導や指示に従わないとき
  - 必要な調査を正当な理由なく拒んだとき
  - 不正受給を行ったとき
- など

## 11. 保護費の返還・徴収


### (1) 費用返還義務（法第63条）

差し迫った事情のために、資産や資力があるにもかかわらず保護を受け

ばあい げんきん か しきゅう ほごひ い  
た場合で、あとでそれらが現金化されたときは、すでに支給した保護費（医  
りょうひ ふく  
療費などを含む）をすみやかに返還しなければなりません。

ただし、じりつ やよりよく生活するための経費（自立更生のための経費）を  
へんかんがく こうじよ ばあい かなら じぜん  
返還額から控除できる場合があります。必ず事前に担当ケースワーカーへ  
そうだん  
相談してください。

- れい  
(例) こうつうじ こ そんがいばいしやう う  
交通事故などで損害賠償を受けたとき  
せいめいほけん ほけんきん しはら う  
生命保険などの保険金の支払いを受けたとき  
ふどうさん とち かおく う  
不動産（土地・家屋）などが売れたとき  
かくしゅねんきん てあて さかのぼ う と  
各種年金、手当などを遡って受け取ったとき

 その他、た きんせん え たとき はただちに ふくしじむしょ ほごか ほうこく  
➡ その他、金銭を得たときはただちに福祉事務所（保護課）へ報告  
してください。 とどけで きむ  
**届出の義務 ⇒ P. 19**

## ひよう ちょうしゅう ほうだい じょう (2) 費用の徴収（法第78条）

きよぎ しんこく とどけで おこた ふせい ほご う ばあい し  
虚偽の申告や届出を怠るなどして不正に保護を受けた場合は、すでに支  
きゅう ほごひ いるやうひ ふく ちょうしゅう  
給した保護費（医療費などを含む）を徴収します。

あくしつ ばあい けいさつ こくそ  
悪質な場合は警察に告訴します。

さらに、ねんい か ちょうえき まんえんい か ぼっきん ほうだい じょう けいほうじょう  
3年以下の懲役または100万円以下の罰金（法第85条）、刑法上  
のさぎざい により しよぼつ  
詐欺罪などにより処罰されることがあります。

くわ せいかつ ほご ふせいじゅきゅうぼうし  
詳しくは生活保護不正受給防止のしおりをご覧ください。



せいかつ ほご ふせいじゅきゅうぼうし  
生活保護不正受給防止のしおり

ふ せい じゅ きゅう  
不正受給は  
ゆる 許さない！

## 12. 保護の決定に不服があるとき

福祉事務所が行った決定（保護の申請却下、保護の変更、停止または廃止など）に疑問があるときは、福祉事務所に説明を求めてください。

不服があるときは、決定を知った日の翌日から数えて3ヵ月以内に大阪府知事に対して不服の申し立て（審査請求）をすることができます。

ただし、その期間内でも、決定の翌日から数えて1年を経過すると、審査請求はできません。

## 13. 受給中に利用できる減免制度

制度の内容	問い合わせ先
○ 住民税、固定資産税及び軽自動車税の減免	➤ 課税課
○ 国民年金保険料の法定免除	➤ 市民課
○ 保育園保育料の免除	➤ 保育幼稚園課
○ 一般廃棄物（し尿）処理手数料の減免	➤ 環境政策課
○ NHK受信料の免除	① 保護課窓口にて申請書に必要事項を記入する ② 申請書をNHKへ郵送する（宛先） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">             ☎540-8501              大阪市中央区大手前4-1-20              大阪中央営業センター           </div> ③ NHKより「受理通知書」が届く ➤ NHKふれあいセンター ☎0570-077-077 受付時間：午前9時～午後8時

※ 手続きに生活保護証明書が必要なときは、保護課窓口にて発行します。

使用目的・提出先を確認のうえ、担当ケースワーカーにお問い合わせください。



# 14. いろいろな相談機関

## (1) 門真市の相談機関

<p>むりょうほうりつ <b>無料法律</b> 相談 (予約制)</p>	<p>くらしの相談</p>	<p>べんごし ほうりつそうだん 弁護士による法律相談</p> <p style="text-align: right;">☎06-6900-8551</p>
<p>じょせい <b>女性のた</b> めの相談 (予約制)</p>	<p>まどぐち 窓口  (そよら ふるかわばしえきまえ 古川橋駅前 3階)</p>	<p>い かた にんげんかんけい おっと ほうりよく 生き方、人間関係、夫などからの暴力などの相談</p> <p>かどましじょせい 門真市女性サポー トステーション うえす WESS</p> <p style="text-align: right;">☎06-6900-8550</p>
<p>たじゅうさいむ <b>多重債務</b> 相談 (予約制)</p>		<p>さいむせいり せいかつせつけい 債務整理や生活設計の相談</p> <p>かどまししょうひせいかつ 門真市消費生活 センター</p> <p style="text-align: right;">☎06-6902-7249</p>
<p>かていじどう <b>家庭児童</b> 相談</p>	<p>かどましやくしよ 門真市役所 こそだ しえんか 子育て支援課 (家庭児童 相談センター)</p>	<p>こども とりまく さまざまな もんだい 子どもを取り巻くさまざまな問題についての相談</p> <p style="text-align: right;">☎06-6902-6148</p>
<p>ひとり <b>親・寡婦</b> 相談 (予約制)</p>		<p>おやかてい か り みな せいかつ じりつ ひとり親家庭や寡婦の皆さんの生活や自立についての 相談</p> <p style="text-align: right;">☎06-6902-6148</p>
<p>けんこうそうだん <b>健康相談</b> (予約制)</p>	<p>かどましほけんふくし 門真市保健福祉 センター けんこうそうしんか 健康増進課</p>	<p>がんやせいかつしゅうかんびょう よぼう にんさんぶ にゅうようじ かん がんや生活習慣病の予防、妊産婦・乳幼児に関 する相談</p> <p style="text-align: right;">☎06-6904-6500</p>

(2) 外部の相談機関

<p>ハローワーク門真  <small>かどま</small>  <small>かどま こうきょうしよくぎょうあんていじよ</small>  <small>(門真公共職業安定所)</small></p>	<p>きゅうじん ていきょう こようほけん など、しゅうろう かん そうだん  <b>求人の提供や雇用保険など、就労に関する相談</b>  <small>かどま しどのしまちよう もりぐちかどま しょうこうかい ぎしよない</small>          門真市殿島町6-4 (守口門真商工会議所内)  <b>☎06-6906-6831</b></p>
<p>OSAKA しごとフィールド</p>	<p>わかもの のうりよくこうじょう しゅうしよくそくしん はか こようかんれん  <b>若者の能力向上・就職促進を図る雇用関連サービス</b>  <small>おおさか しちゅうおうく きだはまひがし</small>          大阪市中央区北浜東3-14 エル・おおさか2階  <b>☎06-4794-9198</b></p>
<p>もりぐちねんきんじむしょ  <b>守口年金事務所</b></p>	<p>ねんきんしんせい かん そうだん しゃかいほけん てつづき  <b>年金申請などに関する相談、社会保険の手続</b>  <small>もりぐち しけいはんほんどおり もりぐちしやくしよない</small>          守口市京阪本通2-5-5 守口市役所内 7階  <b>☎06-6992-3031</b></p>
<p>もりぐちほけんじよ  <b>守口保健所</b></p>	<p>こころのけんこうそうだん なんびょう けっかく かんせんしよ そうだん  <b>こころの健康相談、難病や結核などの感染症の相談</b>  <small>もりぐち しけいはんほんどおり もりぐちしやくしよない</small>          守口市京阪本通2-5-5 守口市役所内 8階  <b>☎06-6993-3131</b></p>
<p>にほんしほうしえん  <b>日本司法支援センター</b>  <small>ほう おおさか</small>  <small>(法テラス大阪)</small></p>	<p>さいむせいり はさんせんこく そうだん た ほうりつそうだん  <b>債務整理や破産宣告などの相談、その他の法律相談</b>  <small>おおさか しきたく にしてんま ちようめ</small>          大阪市北区西天満1丁目12-5  <small>おおさかべんごしつかいかんちか</small>          (大阪弁護士会館地下1階) <b>☎050-3383-5425</b></p>



とあ  
お問い合わせ

かどま しふくし しむしょ ほこか  
門真市福祉事務所 保護課

☎571-8585 かどま し なかまち ばん ごう  
門真市中町1番1号

☎06-6902-1231

☎072-885-1231

URL : <http://www.city.kadoma.osaka.jp/>